

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公開番号】特開2018-120119(P2018-120119A)

【公開日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2018-029

【出願番号】特願2017-12093(P2017-12093)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

C 09 J 7/00 (2018.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

B 32 B 7/02 1 0 3

C 09 J 7/00

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月6日(2019.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面保護フィルムと、第1の粘着剤層と、偏光板と、第2の粘着剤層と、剥離フィルムとをこの順に有し、

前記表面保護フィルムの引張弾性率と厚みとの積をAとし、前記偏光板の引張弾性率と厚みとの積をBとし、前記剥離フィルムの引張弾性率と厚みとの積をCとしたとき、

A > B + C

を満足する、光学積層体。

【請求項2】

前記表面保護フィルムのきっかけ剥離力をX(N/50mm)とし、前記剥離フィルムのきっかけ剥離力をY(N/50mm)としたとき、

Y < X

を満足する、請求項1に記載の光学積層体。

【請求項3】

X - Y > 0 . 1

を満足する、請求項2に記載の光学積層体。

【請求項4】

前記表面保護フィルムの厚みと、前記第1の粘着剤層の厚みとの合計が75μm以上であり、

前記剥離フィルムの厚みが38μm以下である、請求項1～3のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項5】

前記偏光板が、偏光子と、前記偏光子の前記表面保護フィルム側に積層された保護層とを有し、

前記偏光子の厚みが $1\text{ }2\text{ }\mu\text{m}$ 以下である、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の光学積層体の前記偏光板と、前記第 2 の粘着剤層を介して前記偏光板が貼り合された光学部材とを有する、画像表示装置。